



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規 (健 康 推 進 課) 2
則

公布された条例等のあらまし◇**職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第25号）

- 1 規則の概要
引用する条項の整理（別表第1関係）
- 2 施行期日
平成27年4月1日から施行することとした。

◇**島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第26号）

- 1 規則の概要
国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、普通調整交付金の額の算定方法について所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
- 2 施行期日
平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表第1号区分の項から第6号区分の項までの規定中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「繰入金」の次に「と法第72条の4第1項の規定による繰入金の合計額」を加える。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、附則第5項中「附則第3項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。